



CONTENTS

村からのお知らせ	2～10
・選挙のお知らせ	
・ヘルメット購入費の助成	
保健相談センター	11
暮らしの情報	12～13
カレンダー	14
話題あれこれ	15
イベント	16

4月9日(日)は

群馬県議会議員選挙

任期満了に伴う『群馬県議会議員選挙』が3月31日(金)に告示され、**4月9日(日)**に投票が行われる予定です。

投票できる方

平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日までに本村の住民基本台帳に登録(転入を届出)され、引き続き登録されている方です。

投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後8時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券をなくした場合は、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所…3区コミセン
- ・第2投票所…中央公民館
- ・第3投票所…榛東村役場
- ・第4投票所…南部コミセン
- ・第5投票所…20区コミセン

村内で住所を移した方

令和5年3月31日以降に転居の届出をされた方は、転居前の投票所で投票していただきます。

転入・転出した方

令和4年12月31日以降に群馬県内から榛東村へ転入され

た方、または、榛東村の選挙人名簿に登録されていて、転出先自治体の名簿に記載されていないため榛東村で投票する方は、村選挙管理委員会にお問い合わせください(投票の際に証明書が必要です)。なお、令和4年12月31日以降に群馬県外から転入された方、投票日前日までに群馬県外へ転出された方は、その転出日以降投票できません。

代理投票

身体が不自由で字を書くことができない方などは、投票所の係員が代わって候補者名を記載し、投票することができます。投票の秘密は厳守されます。

期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当する方は、事前に期日前投票を行うことができます。

期日前投票対象者

- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある
- ・用事または事故のため投票

区の区域外に外出

・疾病などのため歩行が困難他

期日前投票の期間

告示日の翌4月1日(出)から投票日前日の4月8日(出)までの午前8時30分から午後8時までです。配布された入場券をご持参ください。

なお、告示日当日は、期日前投票はできません。

期日前投票場所

榛東村役場1階 村民ホール

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

村外に滞在している方

投票する資格があつて村外に滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票をすることができます。

投票用紙などの送付は、すべて郵送で行います。滞在先

の選挙管理委員会から本村の選挙管理委員会に到着するまでの日数を考慮してお早めの手続きをしてください。

特例郵便等投票

投票する資格があつて新型コロナウイルス感染症により自宅療養又は宿泊療養者となった方については、特例郵便等投票による郵便投票が可能となります。

自宅療養者の方

榛東村選挙管理委員会へ特例郵便等投票を行いたい旨を申し出てください。全て郵送での処理となるため、お早めにご連絡ください。

宿泊療養者の方

入所している宿泊施設のスタッフに特例郵便等投票を行いたい旨を申し出てください。全て郵送での処理となるため、お早めにご連絡ください。

開票

開票は、即日開票で、午後9時から中央公民館で行い、開票状況の公表は、中央公民館に掲示及び榛東村ホームページで行います。

なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えしません。

4月23日(日)は

榛東村長選挙 および榛東村議会議員補欠選挙

任期満了に伴う『榛東村長選挙』及び定数欠員に伴う『榛東村議会議員補欠選挙』が4月18日(火)に告示され、**4月23日(日)に投票が行われる予定です。**

投票できる方

平成17年4月24日以前に生まれた方で、令和5年1月17日以前に本村の住民基本台帳に登録(転入を届出)され、引き続き登録されている方です。

投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後8時までです。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所…3区コミセン
- ・第2投票所…中央公民館
- ・第3投票所…榛東村役場
- ・第4投票所…南部コミセン
- ・第5投票所…20区コミセン

■**村内で住所を移した方**
令和5年4月18日以降に転居の届出をされた方は、転居前の投票所で投票していただきます。

■**村外へ転出した方**

投票日まで、他の市町村へ転出した方は、投票できません。

■**期日前投票**

■**期日前投票の期間**

告示日の翌4月19日(水)から投票日前日の4月22日(土)までの午前8時30分から午後8時

までです。郵送された入場券をご持参ください。

■**期日前投票場所**

榛東村役場1階 村民ホール

■**不在者投票**

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

■**病院などでの不在者投票**

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

■**特例郵便等投票**

投票する資格があつて新型コロナウイルス感染症により自宅療養または宿泊療養者となった方については、特例郵便等投票による郵便投票が可能となります。

■**自宅療養者の方**

榛東村選挙管理委員会へ特例郵便等投票を行いたい旨を

申し出てください。全て郵送での処理となるため、お早めにご連絡ください。

■**宿泊療養者の方**

入所している宿泊施設のスタッフに特例郵便等投票を行いたい旨を申し出てください。全て郵送での処理となるため、お早めにご連絡ください。

■**開票**

開票は、即日開票で、午後9時から中央公民館で行い、開票状況の公表は、中央公民館に掲示および榛東村ホームページで行います。

なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えしません。

■**立候補予定者説明会**

村長選挙および議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を次のとおり行います。立候補を予定している方は、ご出席ください。

■**日時**…3月22日(水)
午後1時30分～

■**場所**…榛東村役場
201会議室

※立候補届出書類等は、当日配布します。

※各陣営2名の出席としてください。

▼選挙に関するお問い合わせは、榛東村選挙管理委員会(☎0279-126-2195(課直通))までお願いします。

ルールを守って正しい選挙 政治家及び後援団体の寄附は禁止されています。

公職の候補者などの寄附は…

立候補予定者や現在公職にある人(以下「政治家」と呼びます。)が、選挙区内にある者に寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象です。

- ①政治家本人が、自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が、自ら出席する葬儀や通夜における香典

(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰されます。)

なお、政治家以外の者が、政治家名義で政治家の選挙区内にある者に寄附をすることも罰則をもって禁止されています。



ヘルメット購入を助成します

問い合わせ先 総務課 (☎0279-26-2195)

榛東村交通安全会では、高校生の自転車利用時のヘルメット着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入に要する費用の一部を助成します。

榛東村交通安全会では、一斉街頭指導や夜間パトロールのほか、幼稚園、保育園、こども園や小学校等の交通安全教室に加え、自転車の乗り方指導なども実施しています。今後とも榛東村交通安全会の活動にご協力をよろしくお願いいたします。

榛東村交通安全会 ヘルメット購入助成制度

安全基準（SGマーク等）に適合したヘルメット購入で **最大3,000円**助成



対象者

高校に通学している者
高校に通学することが確定している中学3年生

対象のヘルメット

安全基準に適合したヘルメット（申請日から6か月以内の購入したものに限り）

助成内容

ヘルメット購入価格9,000円以上	3,000円
ヘルメット購入価格6,000円以上9,000円未満	2,000円
ヘルメット購入価格6,000円未満	1,000円

申請方法

以下の必要なものを持参して、榛東村役場総務課で申請してください。

- ヘルメット購入時の領収書の写し（購入日がわかるもの）
- ヘルメット保証書の写しまたは安全基準を満たしていることを証するものの写し
- 高校に在学している証明（学生証等）または高校の合格通知の写し
- 申請者（保護者）の通帳

群馬県交通安全条例

群馬県では年間2,000件以上の自転車事故が発生しています。安心して自転車を利用できるように群馬県交通安全条例が制定されています。この条例には以下の2点が定められています。

自転車保険への加入義務

自転車が加害者となる高額賠償事案が発生しています。交通事故はちょっとした不注意で誰でも起こしてしまう可能性があることから、被害者救済を図るためのものです。

ヘルメット着用の努力義務

自転車事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものです。ヘルメットをかぶることが、命を守ることに繋がります。自転車利用時はヘルメット着用に努めましょう。



防災行政無線・メール配信等の登録をお願いします

問い合わせ先 総務課 (☎0279-26-2195)

村からの緊急なお知らせは、防災行政無線やしんとう安全・安心メールでお知らせしています。
防災行政無線の放送がハッキリと聞こえなかった場合は、電話で放送内容を確認することができます。
しんとう安全・安心メールは、配信を希望した情報が携帯電話等に配信されます。
有事に備え、携帯電話等に電話番号の登録やしんとう安全・安心メールの登録をお願いいたします。

防災行政無線の再確認

防災行政無線の放送内容は電話で確認できます。
放送された内容を聞くことができます。

☎0279-54-3499

※正午と午後5時のチャイムも録音されます。



しんとう安全・安心メール

防災、防犯、火災、行政情報に関する情報が配信されます。
操作方法が分からない場合は、操作のサポートをしますので
総務課までお越しください。

※村が必要と判断した情報を配信します。
全ての情報が配信されるわけではありません。



◎登録方法

ml.shinto@e-park.ne.jpへ空メールを送信するか、QRコードを読み取り、表示されるメールアドレスに空メールを送信して、返信メールの案内に沿って登録してください。

上州くん安全・安心メール

群馬県警察では、不審者情報等の防犯情報や交通安全情報などを
「上州くん安全・安心メール」でメール配信しています。

◎登録方法

josyu@sg-m.jpへ空メールを送信するか、QRコードを読み取り、
表示される案内に沿って登録してください。





新型コロナワクチン接種について

【問い合わせ先】 榛東村コロナワクチン相談窓口（☎0279-26-2201）

新型コロナワクチンを無料で接種できる特例臨時接種の期間は、3月末までです（2月10日時点）。
4月以降の方針については、決まり次第お伝えします。

12歳以上で初回接種を完了している方

最終接種日から3か月以上経過した後に、オミクロン株対応2価ワクチンを1人1回接種できます。

【村内医療機関での個別接種】

予約開始日	接種期間
受付中	2月27日(月)～ 3月12日(日)
2月28日(火)	3月13日(月)～ 3月26日(日)
3月14日(火)	3月27日(月)～ 3月31日(金)

【渋川市内医療機関での個別接種】

予約開始日	接種期間
受付中	2月20日(月)～ 3月5日(日)
2月21日(火)	3月6日(月)～ 3月19日(日)
3月7日(火)	3月20日(月)～ 3月31日(金)

【吉岡町内医療機関での個別接種】

予約開始日	接種期間
受付中	2月27日(月)～ 3月12日(日)
2月27日(月)	3月13日(月)～ 3月26日(日)
3月13日(月)	3月27日(月)～ 3月31日(金)

※接種期間は変更になる可能性があります。

村広報誌「広報しんとう」1月号の記載内容について一部誤りがありました。次のとおり訂正させていただきます。

誤：生後6か月から11歳の方、12歳以上で初回接種が完了していない方

渋川市、吉岡町の医療機関で接種できます。接種希望の方は、渋川市、吉岡町のコールセンターまたはLINEで予約をしてください。

正：生後6か月から11歳の方で初回接種が完了していない方

渋川市、吉岡町の医療機関で接種できます。接種希望の方は、榛東村のコールセンターまたはLINE予約をしてください。

12歳以上で初回接種が完了していない方

渋川市、吉岡町の医療機関で接種できます。接種希望の方は、渋川市、吉岡町のコールセンターまたはLINEで予約をしてください。



あなたの血液が命を救う 献血にご協力ください

【問い合わせ先】 住民生活課（☎0279-26-2494）

病気やけがの治療のため、輸血や血液製剤を必要とする人たちが数多くいます。この血液製剤は、健康な方々から血液を提供いただく「献血」により作られています。わが国の血液事業は、「献血」によって支えられており、血液を必要とする多くの患者さんが、日々救われています。

1人でも多くの方の献血へのご協力をお願いします。

村民献血

・日時 3月20日(月) 午前10時～正午

・場所 村民ホール

・献血の基準

1回献血量	年齢	体重	最高血圧	年間献血回数	年間総献血量
400ml献血	男性17歳～69歳 女性18歳～69歳	男女とも50kg以上	90mmHg以上	男性3回以内 女性2回以内	400ml献血と200ml 献血を合わせて 男性1200ml以内 女性800ml以内
200ml献血	16歳～69歳	男性45kg以上 女性40kg以上		男性6回以内 女性4回以内	

※65歳～69歳の方については、60歳～64歳までの間に献血経験のある方に限ります。

献血についてのお願いと注意事項

- ・献血受付時には、検査目的の献血防止対策の一環として身分証明書などの掲示をお願いし、本人であることの確認をさせていただきます。ご協力をお願いします。
- ・献血手帳をお持ちの方は、ご持参ください。



農振（農用地域）除外の手続きは3月31日までに

問い合わせ先 産業振興課（☎0279-26-2559）

農振除外の手続き（農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更）

農振除外の受付期間と必要書類は次のとおりです。

■受付期間…令和5年3月1日（水）～31日（金）（土・日曜日・祝日は除く）

※受付の際に必要な書類の確認を行います。担当不在の場合がありますので事前にご連絡ください。

■受付場所…役場産業振興課（2階）

■必要書類

- ①申出書等（窓口設置、村ホームページに掲載）
- ②全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- ③公図の写し
- ④位置図・案内図（申請地の位置や付近の状況がわかる地図、住宅地図等）
- ⑤土地利用計画図（計画の概要がわかる図面）
- ⑥その他必要書類

除外について

除外を希望する農振農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5つの要件（不要不急でなく代替する土地がないこと、農地の集団性を阻害しないこと、認定農業者等による利用集積がないこと、土地改良施設の機能に支障がないこと、土地改良事業完了後8年未満でないこと等）の全てを満たしている土地で、農地転用許可、開発許可、建築確認等他法令の許可見込みである場合に限られます。

除外申出をされても全てが許可されるとは限りませんので、十分ご注意ください。

用途区分の変更について

農用地域内の農地を、農業用施設（畜舎・堆肥舎・農機具格納庫・農産物直売所など）として利用するため、用途を変更する場合は、「用途区分の変更」の手続きが必要です。なお、用途区分の変更を行っても、農用地域であることに変わりませんが、農地法で定義する「農地」でなくなる場合には農地転用等の手続きが必要となります。また、農業用施設を建設するために農地転用の手続きを行っていても農用地域であることには変わりがないため、当該農業用施設を取り壊し、住宅等を建設する場合はあらかじめ農振除外が必要となりますのでご注意ください。

農用地域への編入について

農振除外申請は、「必要性及び緊急性のある開発計画に基づいて農地を農業以外の目的（宅地等）に利用する場合」に行われます。このため、除外後、一定期間農地転用が行われず事業の必要性及び緊急性が認められない場合は、再度農用地域に編入する場合がございますのでご注意ください。その際は、順次調査を行い、土地利用の確認のため通知をさせていただきます。

また、農振除外後、開発計画がなくなってしまう場合なども、農用地域へ編入する手続きを行ってください。



障害者控除対象者認定書を交付します

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、介護認定を受けていて身体障害者や知的障害者に準ずる方は、介護認定資料をもとに障害者控除の対象になるかを判定し、障害者控除の対象と認められる場合には、「障害者控除対象者認定書」を申請に基づき交付します。

所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際にこの認定書を提示することで、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。

判定基準

区分	認定基準
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1～5で、「障害高齢者の日常生活自立度」がAランクに該当または「認知症高齢者等の日常生活自立度」がⅡランクに該当する方 ・医療「人工肛門」または「人工膀胱」の処置に該当する方
特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1～5で「障害高齢者の日常生活自立度」がB～Cランクに該当または「認知症高齢者等の日常生活自立度」がⅢ～Mランクに該当する方 ・医療「透析」の処置に該当する方 ・視力「ほとんど見えない」に該当する方 ・聴力「ほとんど聞こえない」に該当する方

【参考】障害高齢者の日常生活自立度

ランク	状態
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが座位を保つ。
C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

【参考】認知症高齢者等の日常生活自立度

ランク	状態
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門治療を必要とする。

申請方法

健康保険課で交付申請をしてください。

※申請者が本人または同居家族以外の場合は、本人の同意が必要となります。

■注意事項

- ・すでに「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方は、この申請を行う必要はありません。身体障害者手帳などを確定申告で提示することで、障害者控除などの適用を受けることができます。
- ・交付された認定書は、障害者控除認定事由の存続期間中は有効となりますので、大切に保管してください。



おむつ代、2年目以降の医療費控除を受けるには

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

医師が必要と認めた場合の寝たきり者などのおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」におむつ代の領収書を添付して提示することで、所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際に医療費控除の適用を受けることができます。おむつ代にかかる医療費控除の適用を受けるのが2年目以降の場合で、かつ本人が要介護認定を受けている場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりとして「おむつ代に係る医療費控除確認書」でも医療費控除の適用を受けることができます。

なお、確認書は介護保険主治医意見書の記載内容をもとに作成しますので、主治医意見書の記載内容によっては交付できない場合があります。

■申請方法

健康保険課で交付申請をしてください。

※申請者が本人または同居家族以外の場合は、本人の同意が必要となります。



高額医療・高額介護合算療養費の支給について

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が高額にならないように負担を軽減する制度です。

毎年8月1日から翌年7月31日までに支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が基準額を超えた場合に支給します。ただし、医療保険と介護保険のいずれかの額が0円の場合や基準額を超える額が500円以下の場合は支給対象となりません。

■榛東村国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者

支給対象となる場合は、2月～3月頃に通知します。ただし、対象期間中に、次の①～③に該当した場合は、通知が届かないことがありますのでお問い合わせください。

- ① 榛東村から他の市町村へ住民異動した場合・他の市町村から榛東村へ住民異動した場合
- ② 他の健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した場合
- ③ 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った場合

■榛東村国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の加入者

支給対象となる場合は、村が交付する「介護保険自己負担額証明書」を添えて、加入する医療保険への申請が必要となります。証明書が必要な方は、健康保険課窓口で証明書交付申請をしてください。

申請に必要な物

健康保険証、振込先金融機関の通帳、福祉医療費受給資格者証（該当者のみ）

■福祉医療費受給資格者

福祉医療費受給資格者は医療費の自己負担がないため、支給対象となる方は、医療保険相当分を村に返還していただき、介護保険相当額の支給のみとなります。該当の方はお問い合わせください。

■世帯の自己負担限度額

毎年7月31日現在で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

自己負担限度額については加入している保険者へお問い合わせください。



上水道料金の基本料金の免除を1か月延長します

問い合わせ先 上下水道課 (☎0279-26-2642)

本村では現在、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の方を支援するため、上水道料金の基本料金の免除を実施していますが、次のとおり延長します。なお、対象世帯や免除内容の変更はありません。

変更前 令和4年9月分～令和5年2月分 (計6か月間)



変更後 令和4年9月分～令和5年3月分 (計7か月間)

※検針票には基本料金の免除前の金額が記載されていますが、基本料金を除いた金額を請求しますので、ご了承ください。

2月新刊情報

中央公民館図書室

問い合わせ先 中央公民館 (☎0279-54-2573)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日



おすすめ本



方舟 夕木 春央

地震により山奥の地下建築に閉じ込められ、水没の危機に。
そんななか起こる殺人。
一人犠牲になれば脱出できる。
全員死ぬか、犯人のみ死ぬか。
今注目のミステリーです。



かべのすきま 中西 翠

こんやは、ぼくひとり。
ちょっと怖くて心細くて。
そんなとき、かべのすきまから出てきたものは…
えっ!?まさか!
きっと誰もが予想外です。

書名	著者名	書名	著者名
ノラネコぐんだん うみのたび	工藤 ノリコ	パンどろぼう おにぎりぼうやのたびだち	柴田 ケイコ
まいごのモリーとこうもりのかさ	こまつ のぶひさ	シロクマくつや	おおで ゆかこ
きみのことがだいすき	いぬい さえこ	家康が最も恐れた男たち	吉川 永青
タコとだいこん	伊佐 久美	教誨	袖月 裕子
三千円の使いかた	原田 ひ香	渚の蛍火	坂上 泉
プリテンド・ファーザー	白岩 玄	月の立つ林で	青山 美智子
光のところにいてね	一穂 ミチ	特殊清掃人	中山 七里
葉と嘘の季節	米澤 穂信	ハヤブサ消防団	池井戸 潤
君のクイズ	小川 哲	機械仕掛けの太陽	知念 実希人
無人島のふたり	山本 文緒	薔薇色に染まる頃	吉永 南央

お元気でるか

保健相談センター

です

しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

3月は自殺対策強化月間です

国内の年間自殺者数は、平成22年以降減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降増加が続いています。

気持ちや体調の異変は、身体から発せられる危険信号です。自分のストレスサインに気づき、早めに対処できるようにしましょう。
■困った時は相談を

周りに相談できない悩みがあり解決できないときは、専門の相談窓口をご利用ください。

◇この健康相談統一ダイヤル

(0570-064-556)

◇群馬いのちの電話

(027-221-0783)

◇よりそいホットライン

(0120-279-338)

◇フリーダイヤル 自殺予防

いのちの電話

(0120-783-556)

◇渋川保健福祉事務所

(0279-22-4166)

◇榛東村保健相談センター

(0279-70-8052)

子宮頸がん予防ワクチンの償還払いについて

平成25年から行われていた積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種を自費で受けた方に対し、費用の助成(償還払い)を行っています。対象の方でまだ申請していない方

は、早めに申請してください。

■対象者：平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子で定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種を自費で受けた方

風しんの追加的対策にご協力ください

平成30年7月以降、30歳代～50歳代の男性を中心に風しんの患者数が増加しました。令和2年度以降患者数は減少していますが、国の風しんの追加的対策に基づき、今まで風しんの予防接種を受ける機会がなかった方を対象として、風しんの抗体検査及び定期接種を実施しています。

抗体検査・定期接種の期間は、令和7年2月末までです。現在送付しているクーポン券は、今月末で使用できなくなります。令和5年4月に令和7年2月末までの有効期限のクーポン券を新たに送付します。

クーポン券を使用し抗体検査を受けていない方は、この機会にぜひお受けください。

■対象者

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

■抗体検査・定期接種期間

令和7年2月末まで

▼問い合わせ先

保健相談センター

☎0279-70-8052

☎0279-70-8052

急病で救急車を要する場合は、迷わず「119番」

救急医療情報テレフォンサービス ☎0279-23-0099

夜間急患診療所 (午後7時～10時、年中無休) ☎0279-23-8899

休日当番医

		内科		外科	歯科
3月	5日(日)	湯浅内科クリニック (渋川) ☎0279-020-1311	井口医院 (渋川) ☎0279-25-1100	北毛病院 (渋川) ☎0279-24-1234	永井歯科医院 (赤城) ☎0279-56-8854
	12日(日)	渋川中央病院 (渋川) ☎0279-25-1711	関口医院 (吉岡) ☎0279-55-5122	高野外科胃腸科医院 (渋川) ☎0279-24-2454	佐藤歯科医院 (吉岡) ☎0279-54-8330
	19日(日)	川島内科クリニック (渋川) ☎0279-23-2001	佐藤医院 (吉岡) ☎0279-54-2756	大滝クリニック (吉岡) ☎0279-30-5800	小野上歯科診療所 (小野上) ☎0279-59-2493
	21日(祝)	塚越クリニック (渋川) ☎0279-60-7700	ふるまき内科医院 (渋川) ☎0279-25-8881	関口病院 (渋川) ☎0279-22-2378	ほしかわ歯科医院 (渋川) ☎0279-24-8835
	26日(日)	佐藤医院 (北橋) ☎0279-52-3003	青い鳥ファミリークリニック (渋川) ☎0279-26-2681	渋川医療センター (子持) ☎0279-23-1010	高橋歯科クリニック (渋川) ☎0279-24-8211

暮らしの 情報

行政相談を開催します

- 日時…3月17日(金)
午後1時30分～午後4時
- 会場…楽集センター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

榛東村地域包括支援センター

本村在住の高齢者の方で、困りごとや心配ごとがありましたらご相談ください。
 ■場所：榛東村保健相談センター内
 (☎0279-25-8441)

お知らせ
NEWS



相馬原駐屯地における 第12偵察戦闘大隊(仮称)の新編について

陸上自衛隊第12旅団及び北関東防衛局から、本年3月中旬に第12偵察戦闘大隊が新編され、機動戦闘車による砲撃訓練が開始されるとの説明がありました。

機動戦闘車の訓練によって、騒音などの影響が考えられることから、群馬県と近隣市町(前橋市、高崎市、渋川市、藤岡市、吉岡町)とともに、安全対策の徹底や早朝・夜間訓練を控えることなどについて、国に要請書を提出しました。

※機動戦闘車：105mm砲を搭載した8輪タイヤの車両

▼問い合わせ先
陸上自衛隊

☎0279-54-2011
(代表)

○新編・概要などについて
陸上自衛隊第12旅団司令部広報室

○本件訓練の騒音などについて
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務

隊広報室

浄化槽の適正な維持管理をお願いします

浄化槽の所有者など(浄化槽管理者)には、浄化槽法により、浄化槽の定期的な保守点検と清掃及び年1回の法定検査の受検が義務付けられています。

自宅や事業所などに設置している浄化槽について、必要な維持管理が全て適切に行われているかどうか確認してください。

■必要な維持管理

- ・保守点検
浄化槽内の装置を点検
- ・清掃
浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや、浄化槽内の洗浄
- ・法定検査
水質測定などにより、浄化槽が正しく機能しているかどうかを検査します。

▼問い合わせ先
保守点検、清掃について
県庁廃棄物・リサイクル課

☎027-226-2853
FAX 027-223-7292

・法定検査について
環境検査事業団

☎027-280-5222
FAX 027-280-3331

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日(金)までです。請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給します。

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。)
- ④右記①～③以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)ただし、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

■請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課(郵送による請求もできます)。

■留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するおひとりが受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。

▼問い合わせ先
住民生活課

☎0279-26-2494



防災行政無線の放送内容は電話でも確認できます。

☎0279-54-3499



自衛官募集中

「平和」を仕事にしてみませんか？
まずはお問い合わせをお待ちしています。
自衛隊群馬地方協力本部前橋募集案内所
☎027-233-8960

募集

RECRUITMENT



放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、4月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約8万5千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。授業には3つのスタイルがあり、BS放送やインターネットで視聴する、また講師から直接受ける授業があります。

■科目

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。卒業すれば学士の学位を取得できます。

■授業料

放送授業1科目の授業料は1万1千円（入学金は別）。半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。

■出願期間

出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月14日まで

■その他

全国にキャンパスにあたる

令和5年度中途視覚障害者生活訓練講座

群馬県では中途視覚障害者の社会復帰に資するため、標記の訓練講座を左記のとおり開催をします。

■実施主体

群馬県の委託に基づき、公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会が実施します。

■訓練内容

点字・歩行訓練、パソコン講習、訪問型歩行訓練。

■対象

視覚に障害をお持ちの方

■開催期間

令和5年4月～
令和6年3月（予定）



☎027-230-11085

▼資料請求・問い合わせ先

放送大学群馬学習センター

■開催場所

点字・歩行訓練、パソコン講習については群馬県社会福祉総合センター（前橋市新前橋町13-12）。

訪問型歩行訓練についてはご相談のうえ決定します。

■費用 無料

■申込先

希望者は、群馬県視覚障害者福祉協議会事務局までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

（公社）群馬県視覚障害者福祉協会事務局

☎027-255-6677



火事や災害から地域を守る消防団員を募集しています

消防団は市町村に設置されている消防機関です。そこで活躍する消防団員は非常勤特別職の地方公務員で、地域における消防・防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。しかし消防団員は全国的に減少しており、本県でも同様の状況です。

しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールで配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

ml.shinto@e-park.ne.jp

登録できない方は、総務課でお手伝いします。



消防団員には、サラリーマンや農家、自営業者などさまざまな職種の人があります。近年は、学生や女性も入団しています。

地域の安全・安心を守るため、消防団に入団しませんか。特に若い人の力が活動の原動力となります。皆さんの入団をお待ちしています。

■対象 18歳以上の人（村内在住・在勤者）

その他 詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ先

榛東村総務課

☎027-26-2195

広報カレンダー 3月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	1	2	3	4
新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事について中止や延期される場合があります。						
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

※ふれあい館休館日

3月13日(月)、3月27日(月)

実施場所

村役場 保健相談センター ささえの家 中央公民館 南部コミセン ふれあい館 耳飾り館
児童館 しんとうスポーツアリーナ 楽集センター 総合グラウンド ふるさと公園 榛東中体育館

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
 新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
 (本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>

美味しく食べたいな♪
 そんで笑いたいな♪

診療時間 / AM8:30~PM12:00
 PM2:30~PM 7:00
 休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日
 (祝日のある週は水曜診療日)

榛東村新井1223-1
 0279-25-8820

あおば歯科医院

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

モデルハウス ぐんまの木の家「こもれび」北群馬郡榛東村新井3252-5

いわくら榛東接骨院

でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2部屋分
 駐車場はウラに多数有ります TEL0279-25-8666

※八ノ海道信号東に800m『小林新聞店さん』東100m左折すぐ

【交通事故/労災指定・保険接骨院】7時半まで受付 時間外予約も可!

(^o^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^o^)

有限会社 群馬サポート

0279-54-2322 村内全域

浄化槽保守点検 浄化槽清掃
浄化槽修理 一般くみとり

榛東村長岡 939-1 お気軽に連絡ください。



無病息災を願って 道祖神祭り

1月8日（日）、7区自治会で道祖神祭り（どんど焼き）が行われました。正月のお飾りやだるま、お札などを各家から持ち寄り御焚き上げが行われ、無病息災・五穀豊穡を願いました。今年は1区、5区、6区、7区、9区、10区、11区、13区、16区、18区自治会が実施しました。



プログラミング教室（休日わくわく教室）

1月14日（土）に南小学校コンピュータ室を会場として、小学校5、6年生対象とした教育委員会主催によるプログラミング教室が開催されました。放課後活動サポーターのみなさんと一緒にプログラミングの仕組みについて学んだり、ゲーム感覚でプログラミングを学ぶソフトを操作したりしました。参加した子どもたちからは「とても楽しく学ぶことができた。もっとやってみたい。」という声がありました。



群馬県社会福祉大会知事表彰状伝達式

1月24日（火）、民生委員・児童委員を12年務めた功績により群馬県知事から表彰を受けた3名の前民生委員・児童委員の方に、真塩村長から表彰状を伝達しました。3名の方は、平成22年12月から令和4年11月まで民生委員・児童委員を務められ、地元自治会および村の福祉の発展に貢献されました。（写真左から、6区森田さん、9区田口さん、10区岩崎さん）



黒髪山神社で豆まき

2月3日（金）、広馬場にある黒髪山神社に南幼稚園、榛東北部保育園の園児が訪れ、節分祭に参加しました。神主さんによる無病息災、交通安全祈願のあと社殿において、「福は内、鬼は外」と豆をまき、一年の安全を祈願しました。



榛東中学校「総合的な学習の時間」公開授業研修会

1月16日（月）、榛東中学校で、「総合的な学習の時間」の授業研究会が行われました。榛東中の「総合的な学習の時間」では、身近にある課題について生徒が主体となってクラスごとにテーマを設定し、解決方法を模索していく学習を展開しています。当日、授業の中では、タブレット端末に自分の意見をまとめたり、互いの意見を伝え合いより良い考えにまとめたりする姿が見られました。

「再発見！～私たちの身近なことを通して～」をテーマとして設定したクラスでは、自らプログラミングし作成した小学生向けの学習ソフトを実際に試し、改良点を話し合いました。「かくれ歴史大国・榛東の魅力を伝えよう！」をテーマとして設定したクラスでは、調査を通して知った村の歴史や文化について発表する展示会を企画中です。授業当日は、来場者が興味をもって楽しく見られる展示会の実現を目指して、より良い展示方法について話し合いました。

榛東中学校2年2組学級総合・特別展示会 「かくれ歴史大国・榛東村展」

問い合わせ先 榛東村教育委員会事務局 (☎0279-26-2762)

- 【展示期間】 令和5年3月8日(水)～3月22日(水)
※月曜日は休館
- 【開館時間】 午前9時から午後5時まで
- 【場所】 榛東村耳飾り館・特別展示室
- 【イベント日】 令和5年3月11日(土)・12日(日) 10:00～15:00
生徒による展示の解説を行います。



- 【展示内容】 榛東中学校の2年2組が自分たちで制作した資料や、実物などの展示を行います。榛東村の歴史的な魅力を多くの人に知ってもらうために、総合的な学習の時間を使い準備したものです。
- イベント日には2年2組の生徒たちが、様々な企画を行います。大人でも子供でも大歓迎です。ぜひお越しください。

榛東村の史跡と文化財 蚕糸組合と製糸会社の隆盛～聖宮神社の蚕影碑～

明治10年頃、前橋にマルト製糸などの企業製糸が設立されはじめると、それまで家の土間で家内工業的に座繰り製糸を行っていた農村では、連携して製糸組合を立ち上げました。榛東村地域では、明治35年から大正2年の11年間で、広馬場に4組合、新井・山子田・長岡に各1組合が設立されています。

写真の蚕影碑は広馬場にある聖宮神社参道の階段脇に所在し、明治44年に建てられたものです。「相馬機械製糸所設立経営者」として女性名を筆頭に86名の男女の氏名が刻まれています。石碑の裏に扇と繭の形の装飾が彫られているのは、経営者の意見が反映されたのでしょうか、村内でも珍しい意匠の蚕影碑です。当時の養蚕業の活況を物語る、榛東村の文化遺産です。

(耳飾り館学芸員)



広報しんとう 令和5(2023)年2月号 No.624

発行:榛東村 編集:総務課
〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1
☎0279-54-2211 FAX 0279-54-8225
ホームページアドレス <https://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(1月末日現在)

総人口	14,635人(+23)
男	7,512人(+21)
女	7,123人(+2)
世帯数	6,189戸(+26)

※ ()は対前月

